

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立宇津木台小学校

校長名 松丸 渉 公印

令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

本校の学校教育目標「よく考え、すすんで学ぶ子」「協力し、思いやりのある子」「体をきたえ、ねばり強い子」を受けて、以下のとおり特別支援教室の教育目標を掲げる。

- ・ 児童のもつ可能性を引き出し、障害による学習上又は生活上の困難さを改善する。
- ・ 児童の在籍学級での適応状況を改善し、在籍学級の安定した運営につなげる。
- ・ 学級担任や他の児童、保護者への特別支援教育の理解を推進していくことで、誰もが共生しやすい環境を創り出す礎を築く。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・ 児童の学習上又は生活上の困難等、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を実施する。
- ・ 児童の障害の状態、身に付けさせたい力、指導方針等について、在籍学級担任・保護者の思いを統合した学校生活支援シート及び連携型個別指導計画を作成し、指導にあたる。
- ・ 特別支援教室専門員による校内における連絡・調整・児童の観察・記録、巡回相談心理士等による指導・助言、支援の活用を効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。
- ・ 児童の目標達成に向けて、具体的な指導目標を意識しながら効果的かつ継続的に指導を行う。

3 指導の重点

- ・ 自立活動については児童一人ひとりの困難さに基づき、人間関係の形成及びコミュニケーションを中心に指導を行う。また児童によっては必要に応じて、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的として、各教科の内容を取り扱いながら指導を行う。

4 その他の配慮事項

- ・ 小集団指導と個別指導1単位時間ずつを基本とするが、児童の実態や学年に応じて小集団のみ1時間の指導、個別指導のみ1時間の指導など、指導時間数を工夫する。
- ・ 連携型個別指導計画を活用し、在籍学級担任と巡回指導教員、家庭とで児童の実態や課題、指導目標について共通理解を図る。
- ・ 巡回相談心理士や必要があれば医療機関等の専門機関とも連携し、児童の支援方法について助言をもらい指導に活かす。
- ・ 特別支援校内委員会を活用し、特別支援教室の利用開始や終了の判断や時期、指導時数や指導内容の検討を行う。
- ・ 「自分も友だちも大切に」学校経営方針のもと、特別支援教育についての理解を深めるために、児童には全教育活動を通して理解教育を行い共生社会実現のための素地を養う。